

平成 28 年度の両立支援等助成金

1 出生時両立支援助成金

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成します。

- 子の出生後 8 週間以内に開始する連続 14 日以上（中小企業は連続 5 日以上）の育児休業が対象
- 1 年度につき 1 人までが対象。過去 3 年以内に男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象外
- 支給額は、中小企業：取組及び育休 1 人目：60 万円、2 人目以降：15 万円
大企業：取組及び育休 1 人目：30 万円、2 人目以降：15 万円

2 介護支援取組助成金

厚生労働省作成の「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取組が支給対象で、具体的には次の①～③全ての取組を行った場合に助成します。

- ① 従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握(社内アンケート)
- ② 介護に直面する前の従業員への支援(社内研修の実施、リーフレットの配布)
- ③ 介護に直面した従業員への資格取得届年金事務所(相談窓口)の設置及び周知
- 支給額は、1 企業 1 回のみ：60 万円

3 中小企業両立支援助成金 代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業を 3 か月以上利用した労働者を原職等に復帰させ、復帰後 6 か月以上雇用した中小事業主に助成します。

- 支給額は、育児休業取得者の原職等復帰日から起算して 6 か月を経過する日が平成 28 年 4 月 1 日以降の場合、育児休業取得者 1 人当たり 50 万円
- ※育児休業取得者が期間雇用者の場合 10 万円加算（当該期間雇用者が雇用期間の定めのない労働者として復職した場合はさらに 10 万円加算）
- 支給対象期間は、最初の支給対象労働者の原職等復帰日から起算して、6 か月を経過する日の翌日から 5 年以内で、1 年度につき延べ 10 人が上限

4 中小企業両立支援助成金 育休復帰支援プランコース

「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育休取得した場合及び復帰した場合に中小事業主に助成します。

- 支給対象は、1 企業につき 2 人まで(正社員 1 人、期間雇用者 1 人)
- 支給額は、正社員、期間雇用者それぞれ 1 人について、①プランを策定し、育休取得をしたとき 30 万円、②育休者が職場復帰したとき 30 万円
- ※平成 28 年度の後半からは、介護休業についても対象とする予定

中小企業事業主の範囲

中小企業事業主の範囲は「資本金の額または出資の総額」または「常時雇用する労働者数」のいずれかが、下表に該当する場合となります。

区分	小売業（飲食店含む）	サービス業	卸売業	その他の業種
資本金の額または出資の総額	5 千万円以下	5 千万円以下	1 億円以下	3 億円以下
常時雇用する労働者数	50 人以下	100 人以下	100 人以下	300 人以下